

従業員の仕事と子育ての両立支援のために！

事業所内保育施設の 設置・運営を応援します！

事業所内保育施設設置・運営等支援助成金のご案内

あなたの会社に保育施設はありますか？
従業員のお子さんを預かる保育施設の
設置・運営・増築や保育遊具等の購入
を行う事業主・事業主団体の方々に、
費用の一部を助成します。



助成金を
受給する
ためには

- 雇用保険の適用事業の事業主または事業主団体であることが必要です。
- 育児・介護休業法に規定する育児休業、所定外労働の制限及び所定労働時間の短縮措置について、労働協約または就業規則に定め、実施していることが必要です。
- 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画について、策定・届出、公表及び労働者への周知を行っていることが必要です。

※この助成金は予算の範囲内で支給するものですので、申請しても支給されない場合がありますのでご注意ください。



厚生労働省

事業所内保育施設設置・運営等支援助成金について

事業所内に保育施設があることは、小さなお子さんを持つ従業員にとって、仕事と子育ての両立のための強い味方です。

そこで、厚生労働省では、一定の基準を満たす事業所内保育施設の設置・運営がしやすくなるよう、事業主等の方々に対し、以下の費用の一部を助成しています。ぜひ、ご活用ください。

1 設置費（事業所内保育施設を設置した場合）

- ①新築、②購入、③既存の所有建物の増改築、④購入した既存建物の増改築、⑤賃借した建物の増改築に要した費用

※施設の規模は、乳幼児の定員が10人以上、1人当たりの面積が原則として7㎡であることが必要です。

2 増築費（定員増等に伴う増築又は建替えを行い、運営を再開した場合）

- ① 5人以上の定員増かつ35㎡以上の面積増となる増築または利用定員2人以上かつ面積3.96㎡以上（1人当たり1.98㎡以上）の**安静室の増築**（安静室の増築については総面積の増加は要件ではありません）に要した費用

※①の増築施設は、増築前後ともに当該助成金の支給要件を満たしていることが必要です。

- ② 5人以上の定員増かつ35㎡以上の面積増となる**建替え**に要した費用

※②の建替え施設は、建替え前後ともに当該助成金の支給要件を満たしていることが必要です。

また、「建替え」とは、既存の事業所内保育施設と同じ事業所の従業員を利用者として、新たに事業所内保育施設を設置し、既存の事業所内保育施設の用途を廃止することをいいます。

- ③ 当該助成金の支給要件を満たさない施設を、新たに同要件を満たす施設にする増築又は建替えに要した費用

3 運営費（事業所内保育施設の運営を開始した場合）

- ① 事業所内保育施設に配置された**専任の保育士または看護師の人件費**（給料、諸手当、労働社会保険料等）。運営を別企業に委託している場合はその委託料のうち専任の保育士または看護師の人件費

※専任の看護師は、体調不調児対応型運営の場合に限ります。

※労働社会保険料には、雇用保険料、社会保険料、厚生年金保険料及び厚生年金基金を含み、児童手当拠出金、一般拠出金、退職金積立金は含みません

- ② 事業所内保育施設が**賃貸借施設である場合はその借料**

※敷金、礼金、管理費、駐車場代及び土地の借地料は除きます。

4 保育遊具等購入費（事業所内保育施設の保育遊具等を購入した場合）

以下の**遊具等購入**に要した費用

- ① 保育室において使用する室内遊具（積木、とび箱等）
② 保育活動に必要な備品（お散歩カー、ピクニックテーブル、椅子、オルガン等の楽器、DVDプレーヤー、ミニシアター等の視聴覚教材、調理用器具等を含みます。）
③ 園庭に設置する固定遊具（ブランコ、シーソー、すべり台等）

※設置費又は増築費の支給申請と同時に申請を行う場合にのみ受給することができます。

※乳幼児の安全に配慮したものとしてください。

※ 申請事業主または事業主団体が次のいずれかに該当する場合には、支給した助成金の全部または一部の返還を求めます。

- ①不正行為により助成金の支給を受けた場合。
②助成金の支給すべき額を超えて助成金の支給を受けた場合。
③助成金に係る事業所内保育施設を、目的に反して使用し、譲渡し、交換または貸し付けした場合。
④助成金に係る事業所内保育施設における保育事業を廃止した場合。

助成限度額について

	助成率等	助成限度額（運営費は1年間の限度額）			
設置費	【大企業】 1/2 【中小企業】 2/3	2,300 万円			
増築費	1/2	増 築	1,150 万円 ※ 5 人以上の定員増を伴う増築、体調不調児のための安静室等の整備、支給要件を満たさない施設を満たす施設にするための増築		
	$\frac{1}{2} \times$ (増加する定員) / (建替え後の施設の定員)	建替え	2,300 万円 ※ 5 人以上の定員増を伴う建替え		
	1/2	建替え	2,300 万円 ※ 支給要件を満たさない施設を満たす施設にするための建替え		
運営費	1 ～ 5 年目 【大企業】 1/2 【中小企業】 2/3 6 ～ 10 年目 1/3	運 営 形 態	現員 (現員が定員を超える 場合は定員)	1 ～ 5 年目	6 ～ 10 年目
		通常型	15 人未満	379 万 2 千円	252 万 8 千円
			15 ～ 20 人未満	540 万円	360 万円
			20 人以上	699 万 6 千円	466 万 4 千円
		時 間 延長型	15 人未満	505 万 2 千円	336 万 8 千円
			15 ～ 20 人未満	729 万円	486 万円
			20 人以上	951 万 6 千円	634 万 4 千円
		深 夜 延長型	15 人未満	533 万 2 千円	355 万 7 千円
			15 ～ 20 人未満	778 万円	518 万 9 千円
			20 人以上	1,014 万 6 千円	676 万 4 千円
		体調不調児対応型		上記それぞれの型の 運営に係る額 +165 万円	上記それぞれの型の 運営に係る額 +110 万円
保育遊具 等購入費	購入に要した額から 10 万円を控除した額	40 万円 ※ 1 品の単価が 1 万円以上（セット販売を含む）、総額 20 万円以上の場合に限ります。			

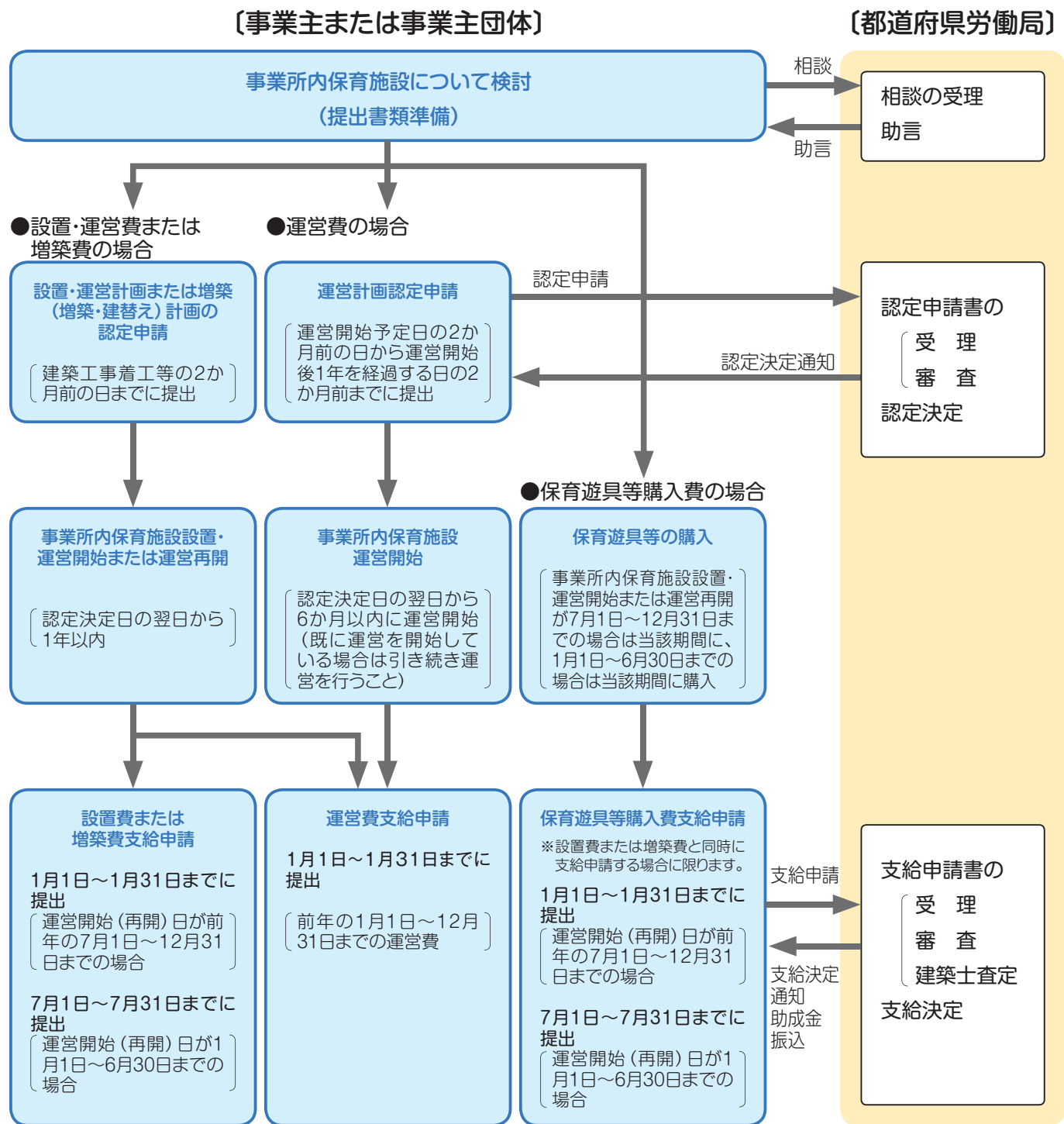
- ※ 助成金の対象となる費用は、上記のそれぞれについて、事業所内保育施設に係る部分に限ります。
- ※ 助成金の対象となる施設は、それぞれ 1 事業主または事業主団体につき 1 施設に限ります。
- ※ 運営期間が 1 年に満たない場合は、上表の額を月割・日割した額が助成限度額となります。
- ※ 時間延長型及び深夜延長型の助成限度額は、延長時間数または深夜時間数により上表の額より低くなる場合があります。

中小企業事業主の範囲

中小企業事業主の範囲は「資本または出資の額」または「常用労働者数」のいずれかが下表に該当する場合となります。

区 分	小売業	サービス業	卸売業	その他の業種
資本または出資の額	5 千万円以下	5 千万円以下	1 億円以下	3 億円以下
常用労働者数	50 人以下	100 人以下	100 人以下	300 人以下

助成金の受給の流れ及び手続



▶ このリーフレットにお示しするほかにも要件等がございますので、
詳細は、都道府県労働局雇用均等室にお問い合わせください。

参考：育児・介護雇用安定等助成金に関するホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/ryouritsu01/02.html>

厚生労働省トップページ ➡ 「分野別の政策」の「雇用均等」 ➡ 「施策情報」内「仕事と家庭の両立」の「事業主の方へ」
➡ 「事業主の方への給付金のご案内」